

(裏)

情報提供書をお書きいただくかかりつけ医の方へのお願い

この情報提供書は、山口市在宅緩和ケア支援福祉サービス（下記説明）等の提供にあたり、適切なサービス提供を行うために、利用者の方の病状等を把握すると共に、かかりつけ医の方のご意見をいただくものです。

情報提供書の活用については、利用者の方の申し出による場合と、かかりつけ医の方からのお勧めにより、利用者の同意を得てご提出した抱く場合の両者に活用できます。

趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い致します。

なお、この情報提供書の文書料は、山口市へご提出いただく場合には診療情報提供料（1）として医療保険での請求をお願いします。

【記入に関する留意事項】

- 1 この情報提供書は、在宅（山口市内）で緩和ケアを受けられる方専用の様式です。
- 2 山口市及び医療機関等への診療情報として診療情報提供料を算定される場合には、（□情報提供）へ☑をご記入ください。
- 3 「既往歴・病状経過・治療状況」については、主な既往歴と緩和ケアを受けるに至った簡単な経緯及び現在の緩和ケアに対する医療処置等を中心にご記入ください。
- 4 「相談・調整機関」については、地域連携室や在宅介護支援センター（高齢者の総合相談窓口）、居宅介護支援事業所（介護支援専門員）、市高齢・障害福祉課等の相談機関をご記入ください。
- 5 「必要と考える保健福祉サービス」については、利用者のご意向を中心に、お分かりいただける範囲でのご記入をお願いします。
- 6 「必要と考える保健福祉サービス」のA（上段）のサービスが、山口市在宅緩和ケア支援福祉サービスで提供可能なものであり、B（下段）は介護保険や高齢者福祉サービス等で提供可能（個々のサービスにより諸条件あり）なものです。ただし、Aのサービスであっても、介護保険等他の制度活用が可能な場合には、そちらでの利用を調整させていただきます。
- 7 「在宅福祉サービス利用時の留意事項」については、上段のサービス利用の可能性がある場合には、必ずご記入をお願いします。サービス利用時に、どのようなことに留意すればよいかという視点でのご記入をお願いします。
- 8 この「情報提供書」は、原則として郵送または利用者及び家族を経由して、ご提出願います。急がれる場合でFAXを利用される際には、氏名、住所、主介護者連絡先を、記入されずに送付いただき、後ほど電話等にて氏名等を確認させていただきます。

《問合せ先》山口市役所

山口総合支所 高齢・障がい福祉課

包括支援担当（山口市役所内） 〒753-8650 山口市亀山町2番1号
TEL083-934-2758 FAX083-922-3113

包括支援徳地担当（徳地総合支所内） 〒747-0292 山口市徳地堀1744番地
TEL0835-52-0670 FAX0835-52-0444

包括支援阿東担当（阿東保健センター内） 〒759-1512 山口市阿東徳佐中3382番地
TEL083-956-0995 FAX083-956-0013